核燃料施設等における安全実績指標(PI)の運用変更について

令和4年3月2日 核燃料施設等監視部門

1. 提出先の変更

令和3年度分以降の安全実績指標の提出先は、以下のアドレスに変更する。ア ドレスの変更があれば、別途連絡する。

<原子力規制庁安全実績指標報告窓口>

pihokoku@nra.go.jp

2. 提出期限

令和3年度分の提出期限は、令和4年5月15日(日)である。

参考 原子力規制検査等に関する規則

第五条(安全実績指標の報告)において、当該年度の終了後四十五日以内に 報告することが求められている。

3. 提出の休止

これまで規制検査規則に基づき、施設の状態にかかわらず一律の報告を求めていたが、令和3年7月30日付けの原子力規制検査等実施要領の改正をもって、放射線安全に係る活動がなく、放射線管理等報告書を提出していない場合は、安全実績指標(PI)の提出は不要となった。

参考 原子力規制検査等実施要領

- 2.2 安全実績指標等の確認・評価等
- (3) 共涌事項

「(前略)規則第5条に規定する期間において、全ての安全実績指標に係る安全活動の実績がなく、報告すべき安全実績指標の値がない実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等については、運用上、安全実績指標の値を追加検査の要否等の判断に用いないことから、規則第5条の規定に基づく報告を積極的に求める必要はない。」